

◆介護老人福祉施設こすもす入居についてのご案内◆

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）こすもすのご入居に関しましては、下記の通りの入居判定基準により、入居の必要性の高い方よりご入居の決定を致します。

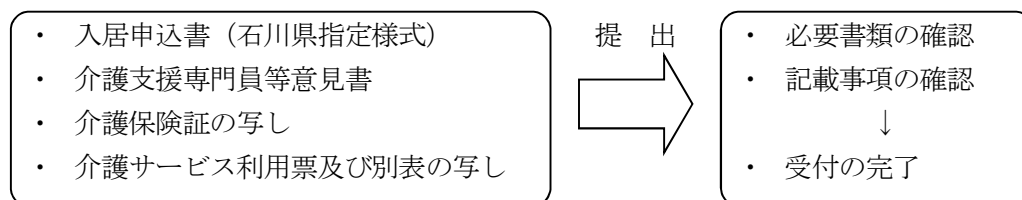
入居の対象者

要介護認定により、原則、要介護3～5と認定されている方で、常時介護を必要とし、在宅での介護が困難な方。要介護1及び2で特別な事由により、在宅生活の継続が著しく困難な方。（介護認定をまだ受けていない方は、お住まいの市町の介護保険担当課にお問い合わせの上、必要な手続きをお願いします。）

※ご入居後に「要支援1・2」又は「非該当」と認定された場合には、引き続き施設サービスを利用することができませんのでご注意ください。

ご入居の申込方法

- ① 施設に直接おいでいただき、申込書へのご記入の上お申し込いただけます。（別途、介護支援専門員等の意見書などの添付が必要となります。）※介護サービス利用票及び別表の写しは3ヶ月分必要です。
- ② 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）等にご依頼の上必要書類の提出をお願いします。（医療機関等に入院中の方は、医療ソーシャルワーカー等にご相談ください。）



入居判定について

- ① 入居判定委員会において、「こすもす入居判定基準」により、入居についての検討と決定を行います。
※「こすもす入居判定基準」は「石川県介護老人福祉施設入居指針」に基づいています。
- ② 入居基準は、お申込者の状況を以下の項目により点数化し、その他の諸状況を総合的に検討し判定いたします。
 - 1) ご本人の状況：10～50点（要介護度×10点）
 - 2) 認知症の有無：15点まで（重度の認知症については、要介護1～2に加算します）
 - 3) 介護者の有無：25点まで（就労状況や介護力などを考慮し加算します）
 - 4) サービスの利用状況：25点まで（利用率により加算します。但し、入院中の場合や経済的理由などでサービスが受けられない場合などは別に考慮します）
- ③ 入居申込みの有効期間は、当該介護認定の有効期限内とします。更新・変更などがあった場合はご連絡または必要な書類等の再提出をお願いします。

ご入居のご案内

- ① ご入居は空ベッドが発生した際に、入居申込順位一覧表及び空室状況等に基づきご案内をいたします。
- ② 入居担当者が入居前訪問調査を実施した後、ご入居の時期等のご相談・決定を行います。
※お申込状況と著しい相違がある場合や当施設で適切なサービス提供が困難と判断される場合などはご入居を見合わせていただくことがあります。
- ③ 入居に必要なお手続き及び生活用品等のご準備をしていただきご入居に備えてください。

以上